

令和5年度（2023年度）北海道教育委員会障がい者活躍推進計画 実施状況

北海道教育委員会では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき「北海道教育委員会障がい者活躍推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、障がいのある職員の活躍の場の拡大等に向けた取組を行っているところですが、同法第7条の3第6項の規定に基づき、令和5年度の実施状況について公表します。

1 目標と実績（令和5年（2023年）6月1日時点）

R5目標（法定雇用率）	R5実績（実雇用率）
2.5%	2.46%

2 実施状況

(1) 計画の推進体制

- 令和5年（2023年）11月に「北海道教育委員会職員障がい者活躍推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催
※ 計画の取組状況について情報共有し、障害のある職員の活躍推進に向けた取組を検討

(2) 障がいのある職員の支援体制

- 教育庁総務政策局総務課、教職員局教職員課及び各教育局に相談窓口を設置し、「職業生活相談員」を配置（16箇所相談員21名を選任）
- 障がいに関する理解促進のため、「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」等を活用し、各職場において研修を実施

(3) 職務環境の整備

- 「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、道立学校等の車いす使用者用駐車場の整備や校舎内トイレに係る改修などの整備を実施

(4) 障がいのある職員の人材育成等

- 障がいのある職員の定着に向けて、障がいの種類や程度に応じた支援を行うため、フォローアップを実施
- 推進会議等において、国や他都府県の雇用事例を共有するなどして、障がい者の雇用促進に向けて、採用職種の拡大を検討

(5) 職員の募集及び採用

- 常勤職員だけでなく会計年度任用職員といった多様な任用形態の職員を採用
- 採用選考の実施に当たっては、障がいの種類や程度に応じ、合理的配慮を提供（点字による受検、手話通訳による受検の実施など）

(6) 働きやすい職場づくり

- 障がいのある職員が勤務するに当たって必要となる合理的配慮等を所属で把握し、各職場等において配慮や支援の促進を図るなど、職員が意欲を持って能力を発揮できる職場づくりを推進
- 教職員向けの研修等を実施するに当たり、必要に応じて資料のテキストデータ化や手話通訳者の手配など、合理的配慮を提供
- 職場等の満足度に関するアンケートを実施し、障がいのある職員の仕事に対する満足度を調査

(7) 特別支援学校との連携

- 推進会議等において、特別支援学校と連携し、意欲を持って能力を発揮できる職場づくりについて検討